2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部
電源技術部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果 ：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果 ：「ECCN」 ＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
EB電源	HPS-510S HPS-1000F HPS-1000G-100 HPS-1000G-100SW HPS-1000G-200 HPS-1000S-100 HPS-1000S-200 HPS-1600F-S100 HPS-1600F-S101 HPS-1600F-S200 HPS-1000N-100 HPS-1000N-200 HPS-1000N-G100 HPS-1000N-G200 HPS-1000WN	非該当	2項(36)	1条四十一号	出力電圧・電流ともに判定基準以下	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
EBガンコントローラ	EGC-10G EGC-10S EGC-10W EGC-16G EGC-16H EGC-16S EGC-10GS EGC-10WN	非該当	2項(36)	1条四十一号	EB電源の専用コントローラであり、出力電圧・電流ともに判定基準以下	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
HPS-510S用Y軸電源	YPS-005	非該当	2項(36)	1条四十一号	EB電源の専用コントローラであり、出力電圧・電流ともに判定基準以下	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ビームスイープコントローラ	PSG-004S PSG-004G	非該当	2項(36)	1条四十一号	EB電源の専用ユニットであり、出力電圧・電流ともに判定基準以下	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ハースセレクタ	PSG-007	非該当	2項(36)	1条四十一号	EB電源の専用ユニットであり、出力電圧・電流ともに判定基準以下	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
EBガン	EGB-11,EGK-10, EGK-3,EGK-3M, EGL-103S,EGL-104S, EGL-106S, EGL-110,EGL-180, EGL-180M, EGL-35,EGL-35M,EGL-35特, EGL-206M,EGL-406M, EGL-80M, EGN-206M,EGN-406M, EGO-110M,EGO-180M, EGO-1G, EGO-206M,EGO-406M, EGO-40M, EGO-ES,EGO-ES2, EGP-1G,	非該当	2項(37)	1条四十二号	電子の運動エネルギーが判定基準以下	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
高圧導入端子	BERH311A	非該当	2項(37)	1条四十二号	EBガン専用部品であり、EBガン判定に準ずる	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
大気確認機	DTA-002	非該当	2項(37)	1条四十二号	EBガン専用部品であり、EBガン判定に準ずる	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
電流導入端子	PTS-004	非該当	2項(37)	1条四十二号	EBガン専用部品であり、EBガン判定に準ずる	対象外	―	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。